

**「京都市次期クリーンセンター整備事業に係る
計画段階環境配慮及び環境影響評価業務委託」仕様書**

京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）に基づく下表の第1類事業を実施するに当たり、条例第2条第1項第7号の計画段階環境配慮及び同項第1号の環境影響評価を適正かつ円滑に実施するため、下記のとおり業務を委託するものである。

事業の名称	京都市次期クリーンセンター整備事業
第1類事業の内容	ごみ処理施設（焼却施設及びバイオガス化施設）の設置
規模（処理能力）	焼却施設：280t/日（24時間連続）、バイオガス化施設：未定
事業実施区域	京都市西京区大枝沓掛町26番地他（京都国際文化観光都市計画ごみ処理場4号京都市西部クリーンセンター）（別図参照、以下「計画地」という。）
敷地面積	約87,000m ²
<p>※規模は予定であり確定していない。バイオガス化施設は設置しない可能性がある。 ※計画地は進入道路を経由して国道9号に接続している。 ※昭和46年10月から平成17年3月までの期間は焼却施設（600t/日）として、平成19年10月から令和5年3月までの期間はその他プラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包施設として稼働していた。 ※現在は、選別・圧縮・梱包施設を休止し、資源物として収集したプラスチック類を中間処理業者に引き渡し、再商品化を図るための中継基地として活用中。 ※事業の範囲に残存する選別・圧縮・梱包施設の解体を含む。</p>	

記

1 方法書の作成前の手続

(1) 配慮書案の作成

条例7条及び第8条の規定に基づき、計画段階環境配慮（複数案として煙突高さを想定）を実施のうえ、配慮書案を作成すること。

(2) 配慮書案手続の支援

配慮書案の提出に伴う一連の手続について、次のとおり技術的側面から支援すること。

- ・ 条例第59条に規定する「京都市環境影響評価審査会」（条例施行規則第48条に規定する部会を含む。以下、「審査会」という。）への出席及び説明資料の作成
- ・ 条例第10条に規定する説明会への出席及び配布資料の作成
- ・ 条例第12条に規定する書類（見解書）の作成

- ・ 審査会や説明会を念頭に置いた作成図書等に係る設定根拠等の資料集（以下、単に「資料集」という。）の作成

(3) 配慮書の作成

条例第 14 条に規定する配慮書を作成すること。

2 準備書の作成前の手続

(1) 方法書の作成

条例第 17 条に規定する方法書を作成すること。

(2) 方法書手続の支援

方法書の提出に伴う一連の手続について、次のとおり技術的側面から支援すること。

- ・ 審査会への出席及び説明資料の作成
- ・ 条例第 19 条第 1 項に規定する説明会への出席及び配布資料の作成
- ・ 条例第 21 条に規定する書類（見解書）の作成
- ・ 資料集の作成

(3) 環境影響評価の実施

条例第 23 条及び第 24 条の規定に基づき、本件事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定のうえ、環境影響評価を実施すること。

3 準備書

(1) 準備書及び準備書要約書の作成

条例第 25 条に規定する準備書及び準備書要約書を作成すること。

(2) 準備書手続の支援

準備書及び準備書要約書の提出に伴う一連の手続について、次のとおり技術的側面から支援すること。

- ・ 審査会への出席及び説明資料の作成
- ・ 条例第 27 条第 1 項に規定する説明会への出席及び配布資料の作成
- ・ 条例第 29 条に規定する書類（見解書）の作成
- ・ 条例第 31 条に規定する書類（見解書）の作成
- ・ 資料集の作成

4 評価書及び事後調査計画書

条例第 33 条第 3 項に規定する評価書及び評価書要約書並びに条例第 41 条に規定する

事後調査計画書を作成すること。

5 留意事項

上記1から4に示す業務については、次に示す内容を踏まえ履行すること。

(1) 条例の規定等

次のとおり本市の条例及びその下位規定を遵守するとともに、必要に応じ、条例を所管する部局の助言、指導を受けること。

- ・京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年12月21日、条例第44号）
- ・京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（平成11年1月29日、規則第84号）
- ・京都市環境影響評価等に関する条例施行細則（令和4年7月1日改正）
- ・条例に基づく「技術指針」（令和4年7月1日京都市告示第214号）

(2) 図書等の部数等

作成する図書等の部数並びに想定する審査会及び説明会の開催回数は別表1に示すとおりである。

(3) 事業計画について

京都市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ処理施設整備のあり方」について諮問し、同審議会の下に「次期クリーンセンター整備等検討部会」が設置された。同部会では、ごみの処理方式や排ガス処理方式等について検討がなされ（本市のホームページに検討の経過を公開）、次期クリーンセンターの整備に関する技術的課題の方向性がとりまとめられた。この方向性を踏まえ、計画地を旧西部クリーンセンターとすることなどの本市の方針をとりまとめた「次期クリーンセンター整備方針」を策定した。

今後、本件業務と並行して事業計画の熟度を高めていくが、次に記載する仮想定で、「次期クリーンセンター整備方針」を踏まえながら、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。

- ・排水は小畑川に放流する。
- ・工事中及び供用時に地下水を使用する。
- ・既存の土地改変部分以外の林地の一部を造成する。
- ・ごみ処理の広域化により、亀岡市側のごみ搬入車両等が計画地に入退場する。

(4) 別契約による既存資料の提供

次の業務については、別に委託契約を締結し、その成果物を提供するので、これを

活用して調査、予測及び評価を実施すること。

- ・ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関による計画地の土壤汚染状況調査
- ・ 工場排ガスの影響予測を補完する大気・気象特別調査（上層気象観測による気温及び風向・風速の鉛直分布、現地拡散実験、地形影響を確認するための風洞実験）

(5) 参考資料の提供

別表 2 の本市ごみ処理施設の整備に関連する図書については、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する際に、参考資料として検討されたい。

さらに、令和 7 年度に実施した別紙 1 に示す調査委託の報告書の一部についても参考資料として検討されたい。

(6) その他

ア 露場整備について

計画地内において放射収支量を適切に観測するため、「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）や「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和 57 年 1 月 28 日原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日最終改訂）、「気象観測の手引き」（平成 10 年 9 月、気象庁）に準拠した露場の整備を検討すること。

イ 有識者による意見聴取・指導について

必要に応じ調査内容や予測手法などについて、その専門分野の有識者に意見を徴取する又は指導を受けること。

ウ 評価書の作成時期について

条例第 37 条の規定では、評価書の公告が行われるまで事業の実施を禁止している。本件事業にあつては、その準備行為となる工事契約の手續の開始前に評価書の公告を完了することとしている。

入札手續は令和 12 年度からの開始の予定であることから、下記の履行期間にかかわらず、令和 11 年度末までに評価書の作成が完了するように努めること。

エ 再委託について

本件業務を再委託する場合は、調査業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託しようとする場合には、本市の承諾を受けなければならない。（京都市行財政局管財契約部契約課のホームページの「再委託について

(URL : <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)」 参照。)

6 履行期間

契約の日の翌日から令和 12 年 7 月 31 日まで

7 成果物

別表 1 に掲げる図書等及びその電子データ一式（作成元となった作業用のものを含む。）、現地調査や予測結果等の元データ及び調査状況を記録した写真一式

別表 1

業務内容	備考
・配慮書案の作成	150 部
・配慮書案説明会への出席及び配布資料の作成	説明会の開催は 2 回と想定、配布資料 300 部
・配慮書案についての審査会への出席及び説明資料の作成	開催回数は 2 回と想定
・配慮書案についての住民意見に対する見解書の作成	100 部
・配慮書の作成	150 部
・方法書の作成	150 部
・方法書説明会への出席及び配布資料の作成	説明会の開催は 2 回と想定、配布資料 300 部
・方法書についての審査会への出席及び説明資料の作成	開催回数は 4 回と想定
・方法書についての住民意見に対する見解書の作成	100 部
・条例 23 条に基づき選定した本件事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	300 部
・準備書及び準備書要約書の作成	準備書 150 部、準備書要約書 300 部
・準備書説明会への出席及び配布資料の作成	説明会の開催は 3 回と想定、配布資料 500 部
・準備書についての審査会への出席及び説明資料の作成	審査会の開催は 10 回と想定
・準備書についての住民意見及び公聴会口述意見に対する見解書の作成	100 部
・評価書及び評価書要約書の作成	評価書 200 部、評価書要約書 300 部
・事後調査計画書の作成	100 部

別表 2

図書の内容	内容
「京都市東北部清掃工場（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」（平成 8 年 3 月）	「京都市環境影響評価要綱」（平成 5 年 10 月）に基づき、現在の東北部クリーンセンターを対象に平成 5～7 年度に環境影響評価及びその手続を実施し、当時の京都市環境影響評価審査会の審査のうえ、作成した評価書である。 新規に丘陵のふもとに造成して建設した事業で、建設地周辺が起伏のある地形で、本件事業と立地特性が類似している。
「京都市北部クリーンセンター建替え整備事業に係る環境影響評価書」（平成 13 年 3 月）	条例に基づき、現在の北部クリーンセンターを対象に平成 10～12 年度に環境影響評価及びその手続を実施し、当時の京都市環境影響評価審査会の審査のうえ、作成した評価書である。経過措置により、方法書の手続は免除された。 本件事業と同じく旧施設の建替えであり、建設地周辺が起伏のある地形で、本件事業と立地特性が類似している。
「京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価方法書」（平成 16 年 8 月）	条例に基づき、現在の南部クリーンセンター（バイオガス化施設併設）を対象に作成した環境影響評価方法書である。当時は、南部クリーンセンター内に第一工場と第二工場と称する焼却施設が稼働しており、第二工場を建替え整備することとした事業である。 当時は配慮書案についての手続はなく、方法書説明会の開催義務もなかった。
「京都市西部圧縮梱包施設（仮称）整備事業に係る生活環境影響調査書」（平成 17 年 11 月）	計画地に残存する選別・圧縮・梱包施設を対象に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき実施した生活環境影響調査書である。 工場騒音に係る計画目標値として、騒音環境基準を適用しているのが特徴である。また、大気汚染の現況把握の中で平成 2 年度に計画地で実施した風向・風速の調査結果が掲載されている。
「京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価書」（平成 20 年 3 月）	条例に基づき、現在の南部クリーンセンター（バイオガス化施設併設）を対象に平成 17～19 年度に環境影響評価及びその手続を実施し、当時の京都市環境影響評価審査会の審査のうえ、作成した評価書である。
<p>（備考）</p> <p>京都市南部クリーンセンター建て替え整備事業に係る環境影響評価書は冊子（本冊及び資料編）及び電子データ（一部省略）として提供する。</p> <p>その他は、冊子をスキャンした電子データとして提供する。</p>	

別図：計画地位置図

